

協力企業との適正取引の推進に向けた 自主行動計画

2026(令和8)年3月16日改訂

一般社団法人日本ロボット工業会

はじめに

●適正取引に関する自主行動計画の策定

一般社団法人日本ロボット工業会(以下「本会」)は、経済産業省が策定した「産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(2007<平成19>年策定、その後幾度の改訂とともに最新版は2025<令和7>年10月改訂、以下「ガイドライン」)に従って、会員各社が協力企業との間で適正な取引を行うよう、ガイドラインの周知とともにそのフォローアップ調査を都度実施するなどの取り組みを行ってまいりました。

ロボット産業は、協力企業に支えられ成り立つ産業であるため、持続的な成長に向けて、会員各社と協力企業相互の理解と信頼を構築し、サプライチェーン全体で生産性・付加価値を高め、競争力を強化していくことが重要です。

経済産業省では2016<平成28>年9月に、「未来志向型の取引慣行に向けて」を取りまとめ、その中で①価格決定方法の適正化、②コスト負担の適正化及び③支払条件の改善の3つを重点課題として掲げ、この重点項目を達成する方策として、下請中小企業振興法(以下「下請振興法」という。)に基づく振興基準の改正、下請代金の支払手段についての通達の見直し(2016<平成28>年12月14日付け「下請代金の支払手段について」、以下「手形通達」という。)、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)に関する運用基準(以下「運用基準」という。)の改正が行われました。

その後、2018(平成30)年12月に「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準(以下「振興基準」)の改正により、契約条件の明確化と書面交付、働き方改革・天災への対応等の基準が改正されるなど、公正取引関連法規の遵守徹底に向けた整備が進み、本会においては、会員各社がガイドライン及び政府の基準等を履行するための行動規範として、「協力企業との適正取引の推進に向けた自主行動計画」(以下、「自主行動計画」)を、2019(令和元)年9月18日に策定しました。

●振興基準の改正への対応

本会の自主行動計画策定後も毎年のように振興基準の改正は行われています。

2020(令和2)年1月には、型取引の適正化、サプライチェーンにおける電子化による業務効率化推進等の基準が改正されました。2021(令和3)年3月には、知的財産の取扱い、手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善、親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備等の基準が改正されました。2022(令和4)年7月には、約束手形の利用廃止、価格交渉や価格転嫁しやすい取引環境

整備や下請 G メンが把握した問題事例への対応に関する事項などが改正され、パートナーシップ構築宣言等についての修正、追記がなされました。

2023(令和5)年度には、2023(令和5)年3月に中小企業庁が公表した「下請Gメンヒアリングに基づく取引上の課題分析と改善指摘」のなかで、ロボット業界が受けた課題・指摘事項を踏まえ、より徹底的に実行可能な「自主行動計画(改訂版:第4版)」を作成しました。このように、振興基準改正等に合わせて、本会の自主行動計画も毎年改訂してきました。

2024(令和6)年度には、2024(令和6)年3月に改正された振興基準及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(2023<令和5>年11月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。)等を踏まえ、対価の決定方法(労務費、原材料費、エネルギーコスト等の価格転嫁)及び価格交渉についての部分を重点的に改訂しました。

2025(令和7)年5月に下請代金支払遅延防止法及び下請中小企業振興法の改正法が成立、公布されたことを受け、振興基準も改正されました(2025年10月1日改正、2026年1月1日施行)。改正振興基準には、改正下請法に準じた規定の追加(協議に応じない一方的な代金決定の禁止、約束手形による支払いの禁止)、振興事業計画の活用促進、「下請」等の用語の見直し等が規定されており、これらを踏まえ、令和7(2025)年度の自主行動計画の改訂を行いました。

この自主行動計画は、会員各社及び協力企業双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行を普及・定着させる観点から、価格決定方法、協力企業との設備導入、技術向上、事業の共同化、協力企業との連携、協力企業の自主的事業運営の推進、型の保管ルール、支払方法、働き方改革推進のための取組、知的財産の取扱いなどを示したものであり、会員各社の適正な取引を実現するために、以下の行動を行います。

本文

ロボット産業における適正取引を推進するための自主行動計画について会員各社が、ガイドライン、振興基準に基づき、以下の点に留意しながら適正な取引を実現するよう勧めることとする。

1. 会員各社の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

(1) 会員各社の努力

会員各社は、中小受託事業者(以下「協力企業」という)が働き方改革、生産性の向上等に取り組むことができるよう配慮して、協力企業の要請に応じ、協力企業の施設又は設備の導入、技術の向上並びに経営管理及び人事・労務管理の改善に際し、助言、研修、従業員の派遣等の協力を行うほか、協力企業に対する発注条件、取引条件等を設定するよう努めること。また、協力企業の脱炭素化、情報化等を支援し、他の事業者と既存の取引関係、系列、企業規模等を超えた連携を進めること等により、サプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めるものとする。その際、脱炭素化に伴うコストは、サプライチェーン全体で負担し、協力企業のみには負担が寄せられないように配慮する。

(2) 協力企業の努力

協力企業は、生産年齢人口の減少、経済の国際化の一層の進展等に適切に対応するため、働き方を見直し、魅力ある職場づくりに努めるとともに、脱炭素化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の課題にも適切に対応できるよう、技術開発、施設・設備の投資、他の事業者との連携等により、技術の向上、生産性の向上及び製品・役務等の品質の改善に努める。

2. 発注時の書面交付、その他の方法による発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項発注時の書面交付について

(1) 基本契約の締結

会員各社及び協力企業は、継続的取引に関しては、その取引に関する基本的な事項を定めた契約を締結し、当該契約に基づき、取引を行う。

(2) 契約条件の明確化及び書面等の交付

会員各社は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、協力企業と十分に

協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用(型、治具等の費用、運送費、保管費等をいう。)、支払手段、支払期日、仕様変更時の追加料金・算定方法等の契約条件についても、書面等(電子メールその他の電磁的記録を含む。以下同じ。)による明示、交付を徹底する。

(3) 発注の事務の円滑化等

会員各社は、協力企業に対する発注手続及び支給材、設備貸与等に関する手続の事務の円滑化及び明確化に努めること。また、会員各社は、協力企業者の労働時間の短縮のため、協力企業の要請に応じ、生産又は配送システムの見直し等の取組を共同して行うよう努める。

(4) 発注分野の明確化

- ① 会員各社は、協力企業が長期的な需要見通しの下に経営方針を立てることができるよう、協力企業に対する発注分野(会員企業自らがどのような物品を製造、修理若しくは販売し、どのような情報成果物を作成し、又はどのような役務を提供するのかを明らかにした上で、協力企業に何を発注するのかを指し示す具体的内容)をできる限り具体的に定め、提示すること。その際、協力企業は、会員各社から提示された情報の秘密を保持する。
- ② 会員各社は、①の規定により提示した発注分野を、できる限り変更しないよう努める。会員各社は、自らの都合により、やむを得ず発注分野を変更しようとするときは、協力企業に対し、その経営に著しい影響を及ぼさないよう、相当期間前に当該変更の内容を明示する。

(5) 長期発注計画の提示及び発注計画の長期化

会員各社は、継続的な取引関係を有する協力企業が、安定的かつ合理的な生産又は提供を行うことができるよう、発注計画期間を長期化し、かつ、これに沿った発注を行うよう努める。

(6) 発注の安定化、リードタイムの確保等

- ① 会員各社は、協力企業に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務(以下「物品等」という。)の発注量の大幅な変動をできる限り回避するものとし、特に、発注量を会員各社の生産量又は提供量の変動の増減率以上に変動させないよう努める。
- ② 会員各社は、発注量をできる限り平準化させるものとするほか、将来の発注に関する事前情報の精度の向上、物品等の標準化及び規格の整理統

合に努める。

- ③ 会員各社は、協力企業に発注するときは、協力企業の生産に必要なリードタイム、原材料の最小購入単位等を十分に考慮して発注する。
- ④ 会員各社は、発注予定数量を協力企業に提示し、その後、合理的理由なく発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合には、その費用負担の軽減に配慮しつつ、協力企業と十分に協議を行い、余剰となる製品在庫及び残材の買取りを行い、並びに労務費、外注費 その他の諸経費の増加分を支払う等の措置を講ずる。

(7) 納期及び納入頻度の適正化等

- ① 納期及び納入頻度は、協力企業にとって無理がなく、かつ、労働時間の短縮が可能なものとなるよう、会員各社及び協力企業が協議して決定すること。その際、会員各社の都合により、多頻度小口配送等を要請する場合には、その必要なコストは会員各社が負担する。
- ② 会員各社は、協力企業の労働時間短縮等の働き方改革の妨げとなる週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入、発注内容の変更等を抑制するとともに、協力企業の納入事務の軽減に協力する。
会員各社の都合により、協力企業が残業、休日出勤等により対応せざるを得ない短納期発注、週末発注等を行う場合には、会員各社はその追加コストを負担する。
- ③ 会員各社は、発注後における発注内容の変更、追加発注、支給材(委託事業者から支給される原材料、半製品、部品、資材等をいう。以下同じ。)の支給の遅延等により、あらかじめ定めた納期が協力企業にとって無理なものとなった場合には、協力企業の不利益にならないよう、その納期を変更する等の措置を講ずる。

(8) 設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化

- ① 会員各社は、契約後に不当なやり直しや受領拒否が生じないよう、発注に際して協力企業に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確にする。
- ② 会員各社は、既に契約締結し、発注した物品等に係る設計、仕様等を変更しようとするときは、協力企業に損失を与えることとならないよう十分に配慮して変更し、かつ、その変更による追加コストは会員各社が負担する。

(9) 取引停止の予告

会員各社は、継続的な取引関係を有する協力企業との取引を停止し、又は大幅に取引量を減少しようとする場合には、協力企業の経営に著しい影響を与えないよう最大限の配慮をする観点から、相当の猶予期間をもって予告する。

(10) 知的財産の保護及び取引の適正化取引停止の予告

① 会員各社及び協力企業は、「知的財産取引の適正化について」（令和3年3月31日 20210319中庁第6号）を踏まえ、「知的財産取引に関するガイドライン」（以下「知財ガイドライン」という。）に掲げられている「基本的な考え方」に基づき、知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）をいう。以下同じ。）に係る取引を行う。その際、知的財産権等の取扱いに係る取引条件の明確化のため、知財ガイドライン附属資料「契約書ひな形」の活用する。

② 知的財産の保護

1) 協力企業は、自らが権利を有する知的財産について、特許権、著作権等の知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努める。

2) 会員各社及び協力企業は、知的財産権等の取扱いに関し、契約内容を明確化し、書面等により契約を締結するものとする。その際、会員各社は、協力企業の事業活動に影響を及ぼすことのないよう、迅速に契約を締結する。

〔取扱いを明確にすべき事項〕

イ 知的財産権等に係る対価の決定方法

ロ 知的財産権等の権利の所在、二次利用、貸与等に係る対価及びその許諾等の手続

ハ 秘密保持義務等の期間

③ 知的財産権の譲渡等の適正化

会員各社は、協力企業から著作権の譲渡を受ける場合であっても、著作者人格権は一身専属的な権利であり、協力企業に対し譲渡を求めることはできないことに留意するとともに、十分な協議を行うことなく、著作者人格権の不行使を求めない。

(11) 取引の適正化のための体制整備

会員各社は、調達に係る責任者から担当者に至るまで、受託取引を行う上で必要な関係法令等（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金

の支払の遅延等の防止に関する法律(昭和31年法律第120号。以下「取適法」という。)、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)、本基準及びパートナーシップ構築宣言(パートナーシップ構築宣言を行っている委託事業者に限る。)に対する理解を深めるよう、社内における研修、啓発、教育等を十分に実施する体制を整備する。

3. 協力企業の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化について

- (1) 協力企業が管理能力の向上、事務量の軽減事務の迅速化等の業務工程の見直しによる効率性の向上のため、必要なセキュリティ対策と合わせて行う取組(①情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善〔業務のデジタル化推進を含む〕、②中小企業共通EDI(電子データ交換)等による電子受発注、③電子的な決済等〔インターネットバンキング、電子記録債権、全銀EDIシステム等の活用〕を支援するため、会員各社は協力企業の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ、ソフトウェア及びデータベースの提供、オペレータの研修、セキュリティ対策の助言及び支援並びに国及び地方公共団体による情報化支援策の情報提供等の協力を行う。
- (2) 会員各社は、サプライチェーン全体の業務工程の見直しによる効率性向上を図る観点から、(3)に掲げる事項に留意しつつ、協力企業に電子受発注及び電子的な決済等の導入を積極的に働きかけるものとする。また、自社並びにその子会社及び関連会社において協力企業との取引に用いている自社の電子受発注又は電子的な決済等に係るシステムの共通化に努めつつ、業界、企業系列等を越えたサプライチェーンで共通化された電子受発注又は電子的な決済等に係るシステムへの接続に努める。
- (3) 会員各社は、協力企業に対し電子受発注等を行う場合には、次の事項に留意して、これを行う。
 - ①協力企業に対し、電子受発注等を導入する効果、コスト負担等の説明を十分に行う。
 - ②電子受発注等を行うか否かの決定に当たっては、協力企業の自主的な判断を十分に尊重し、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしない。
 - ③協力企業に対し、正当な理由なく、自らの指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めない。
 - ④協力企業に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さない。
 - ⑤自らが負担すべき費用を協力企業に負担させない。

⑥協力企業が不測の不利益を被ることがないように、会員各社及び協力企業双方の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる書面等により明確に定めておく。

⑦その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守する。

4. 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善について

(1) 協力企業に対する威圧的交渉の禁止

会員各社は、協力企業に対し、取引価格に関する協議その他取引上の交渉、協議等を行うに当たっては、交渉の目的を大きく逸脱する言動、交渉の手段として不適切な言動等の相当範囲を超えた言動により、当該協力企業の責任者又は担当者に精神的又は身体的な威圧を加えることを通じ、協力企業の取引上の意思決定を特定方向に強制する等の不当な取扱いをしない。

(2) 対価の決定の方法の改善

- ① 取引対価は、合理的な算定方式に基づき、協力企業の適正な利益を含み、協力企業における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、会員各社及び協力企業が十分に協議して決定する。その際、会員各社は、以下に掲げる行為を始めとする、合理性や十分な協議を欠く対価の決定を行わない。

〔取引対価の協議に関する望ましくない事例〕

- 1) 目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案を要請すること。
- 2) 過度に詳細な見積りを要請し、それを協力企業が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。
- 3) もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、会員各社が意図する取引対価を協力企業に押し付けること。
- 4) 競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、会員各社の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと。また、協力企業は、国・地方公共団体、中小企業の支援機関等に相談する等して積極的に情報を収集して交渉に臨むよう努めること。

- ② 会員各社及び協力企業は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行う。会員各社は、発注の都度、協議を行うこととするほか、継続的な発注について協力企

業からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、協力企業からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。その際、業界慣行に基づく一方的な対価の決定や、従前の対価からの一方的な減額を行ってはならないほか、会員各社は、製造委託等に係る協力企業に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（令和7年公正取引委員会事務総長通達第13号。以下「取適法運用基準」という。）に違反行為事例として掲げられている「拒否等により委託事業者が協議に応じない例」、「詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例」、「中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例」を行わないことを徹底する。

- ③ 会員各社及び協力企業は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部 事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。）に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。特に、最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により協力企業の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえる。
- ④ 会員各社は、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す。
- ⑤ 会員各社は、協賛金、協力金、陳列応援の要請、センターフィーの提供要請、試作品又はサンプルの作成要請その他名目のいかんを問わず、協力企業に対し金銭、役務その他の経済上の利益の提供を要請する場合には、あらかじめ負担額及びその算出根拠、使途、対価を含めた提供の条件等を明確にした上で、協力企業の直接的な利益に十分に配慮して協議を行い、書面等により合意すること。また、会員各社は、取引対価の決定の際、取引の対象となる物品・役務に係る特許権、著作権等その他知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物

品等や技術等に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮する。

- ⑥ 会員各社及び協力企業は、①から⑤までに掲げるもののほか、品質又は性能、仕様の変更、発注数量又は納入頻度の多寡（量産時と量産期間終了後の変化を含む。）、納期の長短、受託取引に係る代金（以下「代金」という。）の支払方法、諸経費（運送費、保管費、電子受発注又は電子的な決済等に係るコスト、環境対応コスト等）、市価の動向等の要素を考慮して、取引対価を決定する。
- ⑦ 会員各社は、以下に掲げる行為を始めとする、合理性又は十分な協議を欠く原価低減要請（原価低減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。以下同じ。）を行わないこと。また、会員各社及び協力企業が協力して行った原価低減活動の効果を取引対価に反映する場合には、当該効果に対する双方の寄与度を踏まえ、合理的に取引対価を設定する。

[原価低減請に関する望ましくない事例]

- 1) 具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。
- 2) 原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
- 3) 口頭で削減幅等を示唆した上で、協力企業から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。

[取引対価への反映に関する望ましくない事例]

- 1) コスト削減効果を十分に確認せず、取引対価の低減を押し付けること。
 - 2) 協力企業の努力によるコスト削減効果を、一方的に取引対価の低減に反映すること。
- ⑧ 会員各社及び協力企業双方は、それぞれ取引対価の協議の記録を保存する。
 - ⑨ 会員各社は、取適法運用基準に違反行為事例として掲げられている「一律一定率の単価引下げによる買ったたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買ったたき」、「代金を据え置くことによる買ったたき」等の、取適法で禁止する買ったたきを行わないことを徹底すること。この場合において、買ったたきとは、「会員各社の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること」である。「通常支払われる対価」とは、

当該給付と同種又は類似の給付について 当該協力企業の属する取引地域において一般に支払われる対価(以下「通常対価」という。)をいう。ただし、通常対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額」として取り扱うものとする。

- 1) 従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い代金の額
 - 2) 当該給付に係る労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた代金の額
- なお、以下のような方法で取引対価を決定することは、取適法上の買いたたきに該当するおそれがあることに留意する。
- イ) 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
 - ロ) 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等が上昇したため、協力企業が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で協力企業に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

(3) 代金の支払方法の改善

- ① 会員各社は、協力企業に対する発注に係る物品等の受領後、代金をできる限り速やかに支払うものとする。また、当該受領をした日(以下「受領日」という。)から起算して60日以内において定める支払期日までに、代金を支払うことを徹底する。
- ② 代金の支払は、取適法上、手形による支払が禁止されていることに鑑み、できる限り現金によるものとする。少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。なお、代金を協力企業の銀行口座へ振り込む場合には、協力企業との合意の有無にかかわらず、会員各社は、振込手数料を協力企業に負担させ、代金から差し引いてはならない。
- ③ 一括決済方式(※)及び電子記録債権(以下「ファクタリング等」という。)により代金を支払う場合には、当該ファクタリング等の現金化に係る手数料等のコストについて、協力企業の負担としないようにする等、会員各社の受領日から60日以内において定める支払期日までに、協力企業が代金の額を満額取得できるようにする。 ※会員各社、協力企業及び金融

機関の間の約定に基づき、協力企業が債権譲渡担保方式又はファクタリング方式若しくは併存的債務引受方式により金融機関から代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、会員各社が当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。

- ④ ②及び③の取組は、サプライチェーンの川下側にあつて川上側に与える影響の大きい会員各社から率先して実施し、業種間をまたぐ取組を含め、サプライチェーン全体で取組を進める。
- ⑤ 会員各社は、代金の支払方法として一括決済方式を用いる場合には、次の事項に留意して、これを用いる。
 - 1) 一括決済方式への加入及び脱退については、協力企業に強要しない。
 - 2) 一括決済方式に加入した協力企業に対し、支払条件を従来と比べて実質的に不利となるよう変更しないこととし、及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させない。また、一括決済方式に加入しない協力企業に対し、それを理由として、不当に取引条件の設定又は実施について不利な取扱いをしない。
 - 3) その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守する。
- ⑥ 会員各社は、代金の支払方法として電子記録債権を用いる場合には、次の事項に留意して、これを用いる。
 - 1) 電子記録債権による支払方法の選択については、協力企業の主的な判断を十分尊重する。
 - 2) 電子記録債権の活用によって見込まれる代金の支払又は受取に係る費用、手続事務等の軽減の効果について、十分な情報提供の取組を進める。
 - 3) その他政府により定められている電子記録債権についての指針を遵守する。
- ⑦ 建設、大型機器の製造その他発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、会員各社は、前払比率及び期中払比率をできる限り高めるよう努める。

(4) 納品の検査の方法の改善

- ① 会員各社は、協力企業に発注をしようとする場合には、納品（役務の提供を含む給付の提供をいう。以下同じ。）の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった

物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ協力企業と協議して定める。

- ② 会員各社は、①の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、納品後、速やかに納品に係る目的物等の検査を行うこと。なお、検査の実施にかかわらず当該目的物を自己の支配下に置いた日を受領日とする。
- ③ 会員各社は、自ら納品された物品等の検査を行い、又は委任して協力企業に物品等の検査を行わせ、当該検査を合格とした場合であって、その後、会員各社の納入先等からの指摘により当該物品等の引取り、やり直し又は損害賠償を行うこととなったときは、当該物品等の不具合の有無及びその原因を明らかにし、その引取り、やり直し又は損害賠償に必要となる人員の手当、金銭の支払等について、会員各社がすべてを負担せず協力企業にも負担を求めることの必要性及び合理性の有無を、十分に確認する。会員各社は、協力企業にも当該負担を求めることとなる場合には、会員各社、協力企業それぞれが当該物品等に係る納品により得た取引対価を勘案しつつ、中協力企業と十分に協議を行い、会員各社及び協力企業双方が合理的な割合で負担するものとし、一方的に協力企業に引取り、やり直し又は損害賠償を負担させない。

(5) 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善

- ① 会員各社は、協力企業に支給材を支給しようとする場合には、以下に掲げる行為に留意しつつ、支給材の保管の方法及び契約不適合がある場合の取扱い、支給材の所要量の算定方法及び残材の処理の方法、支給の時期並びに対価の決定方法その他支給について必要な事項を、あらかじめ協力企業と協議して定める。

〔支給材に関する望ましくない事例〕

- 1) 生産終了後長期間にわたり、支給材を保管させること。
- 2) 残材の買取りについて明確な取決めをせず、負担を一方的に押し付けること。

- ② 会員各社は、協力企業に設備等を貸与しようとする場合には、①の支給材と同様、必要な事項を、あらかじめ協力企業と協議して定める。

(6) 金型、樹脂型、木型等の型又は治具に係る取引条件の改善

- ① 会員各社及び協力企業は、「型取引の適正化について」(令和2年1月17日 20200110中第2号)を踏まえ、「型取引の適正化推進協議会 報告書」(令和元年12月 型取引の適正化推進協議会)に掲げられている

「型取引の基本的な考え方・基本原則について」に基づき、型(金型、樹脂型、木型等の型又は治具をいう。以下同じ。)に係る取引を行うものとする。その際、型に係る取引条件の明確化のため、取決め事項の書面化を進める参考例として示している同通達附属資料「型の取扱いに関する覚書」の活用を推奨する。

- ② 会員各社は、取適法運用基準に違反行為事例として掲げられている「型・治具の無償保管要請」を行わないことを徹底する。

(7) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

- ① 会員各社は、自らの取引に起因して、協力企業が労使協定の限度を超える時間外労働、休日労働等による長時間労働及びこれらに伴う割増賃金の未払等、労働基準関連法令に違反することのないよう十分に配慮して、協力企業と取引を行う。
- ② 会員各社は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合には、協力企業が支払うこととなる残業代等の増加コストを負担する。
- ③ 会員各社は、協力企業の人員、業務量の状況をできる限り把握することに努めるものとし、以下に掲げる行為を始めとする、協力企業の働き方改革を阻害し、又は不利益となるような取引若しくは要請を行わない。

[会員各社による協力企業へのしわ寄せ等の不利益となる事例]

- 1) 適正なコスト負担を伴わない短納期発注又は急な仕様変更
- 2) 無理な短納期発注に対する納期遅れを理由とした受領拒否又は減額
- 3) 会員各社自らの人手不足又は長時間労働の削減による検収体制の不備に起因した受領拒否又は支払遅延
- 4) 会員各社自らの人手不足又は長時間労働の削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員の派遣要請又は付帯作業の要請
- 5) 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応若しくは欠品対応に起因するリードタイムの短い発送又は適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 6) 納期又は工期の特定時期への過度な集中

5. 協力企業との連携の推進について

(1) 振興事業計画

会員各社、協力企業及び当該協力企業から委託を受ける協力企業等は、協力企業の技術向上、製品の改善等によってさらにその先の中小協力企業等への価格転嫁を含めたサプライチェーン全体での共存共栄を図るものとし、

その際、受託中小企業振興法第5条第1項の振興事業計画の活用も検討するよう努める。

(2) 特定連携事業

協力企業のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の会員企業との受託取引に依存して行われている場合には、当該会員企業はその依存状態の改善に努めること。その際には受託中小企業振興法第8条第1項の特定連携事業の活用も検討するよう努める。

6. 協力企業の自主的な事業の運営の推進について

(1) 一般的留意事項

会員各社は、協力企業の自主的な事業の運営を尊重するものとし、協力企業が行う取引先の開拓、変更等及び仕入先との間における取引対価の決定等(以下「取引先の開拓等」という。)について、不当に干渉しない。特に、会員各社への取引依存度の高い特定中小受託事業者及び小規模事業者である協力企業が自主的に行う取引先の開拓等については、特段の事情がない限り干渉しない。

(2) 自然災害等への対応に係る留意事項

① 自然災害等への備えに係る留意点

会員各社及び協力企業は、自然災害、サイバー攻撃、感染症、国際情勢の変化等の事業活動の基盤における重大な障害(以下「自然災害等」という。)の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の策定、ひいては事業継続計画(BCP:自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画)の策定及び事業継続マネジメント(BCM:BCP等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動)の実施に努める。

② 自然災害等が発生した場合に係る留意点

- 1) 自然災害等による協力企業の被害状況を確認しつつ、協力企業に取引上一方的な負担を押し付けることがないように十分に留意する。
- 2) 自然災害等によって影響を受けた協力企業が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに、従来の取引関係を継続し、又は優先的に発注を行うよう努める。

(3) 事業承継に向けた取組

会員各社は、協力企業の事業承継の意向及び状況の把握に努めるものと

し、サプライチェーン全体の機能維持のため、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促す等、協力企業の事業承継に関し積極的な役割を果たすものとする。具体的には、協力企業と対話した上で、その実態に応じ、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう努めること。

7. 受託取引に係る紛争の解決の促進について

- (1) 受託取引の紛争に関する協議及び紛争解決のあっせん
 - ① 会員各社は、協力企業から取引条件の改善、代金支払等受託取引の紛争に関する協議の申出があった場合には、協議に応じる。
 - ② 会員各社は、受託取引の紛争に関する協議において、協力企業から、受託中小企業振興協会が行う紛争解決のあっせん等、裁判外紛争処理手続の利用の申出があった場合には、手続の活用について応諾する。

- (2) 受託取引に係る紛争の未然防止の体制整備

会員各社は、協力企業が取引上の問題に関し、取引への影響を考慮して申し出ることが難しいという実情を十分に踏まえ、以下のような体制の整備に努めるものとする。

 - 1) 協力企業が取引条件について不満、問題等を抱えていないか定期的な聞き取りを行う等、協力企業が申出をしやすい環境を整備する。
 - 2) 調達担当部署と異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、協力企業からの相談、苦情の申告等に応じること。また、当該相談窓口を設けていること等に関し、定期的に協力企業に通知する。

8. 受託取引の機会の創出の促進その他協力企業の振興のため必要な事項について

- (1) 業種別ガイドライン及び自主行動計画
 - ① 会員各社及び協力企業は、適正な取引条件及び取引慣行を確立するため、経済産業省が策定した「産業機械・航空機等における受託適正取引等の推進のためのガイドライン」を遵守するよう努める。その際、会員各社は、マニュアル、社内ルール等を整備することにより、同ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努める。
 - ② 日本ロボット工業会は、会員各社及び協力企業の間々の取引の適正化を促すとともに、サプライチェーン全体の取引の適正化を図るため、振興基準及び同ガイドラインに基づく活動内容等を踏まえた「自主行動

計画」を策定し、それに基づく取組結果を継続的にフォローアップする。さらに、当該フォローアップの結果を踏まえ、「自主行動計画」を定期的に改定するよう努める。会員各社が協力企業と共存共栄を図っていくため、ガイドラインに掲げられている望ましい取引慣行(以下のURLを参照)を共有することにより、更なる適正取引の推進を図る。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>

- (2) 会員各社における人材育成への取組みに対する支援について
 - ① ロボット工業会は、会員各社が企画・実施する講習会・セミナー等のカリキュラムの作成、講師の選定などをする際に、所要の支援を行う。
 - ② ロボット工業会は、会員各社内等で行う講習会・セミナーで講師を行う者を対象に、専門家を講師とする講習会・セミナー等を開催することにより、取適法等についてより深い知識を有する会員各社の中核となる人材育成の支援を行う。

- (3) パートナーシップ構築宣言
 - ① 会員各社は、受託中小企業振興協会のパートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努める。また、パートナーシップ構築宣言を行った会員企業は、取引の適正化に向けた施策の進展、自社を取り巻く取引環境の変化等を踏まえ、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努める。
 - ② パートナーシップ構築宣言を行った会員企業は、自社のパートナーシップ構築宣言について、社内における広報、訓示、研修等を通じ、営業、調達等に係る現場の担当者まで浸透するよう努める。また、協力企業に対し、自社がパートナーシップ構築宣言を行っている旨及びその内容の周知に努める。
 - ③ 2026年2月現在、ロボット工業会正会員企業55社中、パートナーシップ構築宣言を実施したのは34社(61.8%)。また、正会員企業のうち、資本金が3億円を超える企業は32社で、この中でパートナーシップ構築宣言を実施したのは27社(84.3%)となっている。正会員企業の6割強がパートナーシップ宣言を実施しているという状況を鑑み、日本ロボット工業会は正会員企業がすべて、パートナーシップ構築宣言を実施し、積極的に取引適正化に取り組んでいくように、会員企業に対し、メルマガ等を用いてパートナーシップ構築宣言の周知を行う。

- (4) 会員各社の協力企業との取引関係の事例共有について

- ① ロボット工業会は、会員各社が日ごろから実施している協力企業との適正な取引の取り組みについて調査を行い、広く浸透することが望ましい事例をとりまとめる。この事例を会員各社間で情報共有することにより、会員各社が協力企業と適正取引の充実に向けて事例を取り込むことにより、更なる適正取引の推進を図る。
 - ② ロボット工業会は、継続的に会員各社の優良事例のフォローアップを行い、事例の情報共有を図る。
- (5) 物流業界(トラック事業者)に対する荷主としての取組について
- トラック運送業界が持続的発展をしなければ、当業界の事業にも重大な支障が出ることから、会員各社は荷主の立場として、運送契約の書面化、荷役作業等に係る適正な料金の支払、運送と料金の別建て契約などの対応に努め、適正な運賃水準となるよう配慮する。
- (6) 報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化
- ① 協力企業にとって、債権譲渡禁止特約は金融機関への担保提供又は債権譲渡による資金調達の妨げとなることから、協力企業の円滑な資金調達を推進するため、会員各社は、協力企業との間における基本契約の締結の際に債権譲渡禁止特約を締結する場合であっても、信用保証協会、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第1項に規定する金融機関等並びに会員各社及び協力企業双方で適切と確認した相手先に対しては、債権の譲渡又は担保提供を禁じない内容とするよう努める。
 - ② 会員各社は、協力企業から、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、当該申出を十分尊重して対応するとともに、当該申出を理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしない。
 - ③ 会員各社は、債権譲渡禁止特約を解除していない場合であっても、協力企業からの要請に応じ、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の承諾(対抗要件の具備)に適切に応じるよう努める。
- (7) 支援施策の活用
- 会員各社及び協力企業は、取適法に関する講習会又はシンポジウムに積極的に参加するよう努めるとともに、「型取引の適正化について」、「型の取扱いに関する覚書」や「知的財産取引の適正化について」、「契約書ひな形」、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」をはじめとする、価格

交渉その他の取引適正化に関するハンドブック、事例集等の活用を推奨する。

(8) 受託取引の機会の創出の促進

受託中小企業振興法第15条第1項の規定により受託中小企業取引機会創出事業の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)の事業活動が、協力企業の取引先の拡大等協力企業の振興を図るために重要であることに鑑み、会員各社が発注者となった場合には、認定事業者による取引先の開拓、変更等について不当に干渉すること等により、認定事業者の事業遂行を妨げない。

9. 協力企業との適正取引の推進に向けたベストプラクティス事例

(1) 適切な取引価格の決定

①原材料価格等の高騰分を適切に取引価格に反映

- 主要な市況状況については月次でモニタリングし、社内で共有しており適切な査定と市況の変動状況を察知できるようにしている。
- 主要な協力企業については、半期に一度経営状況を確認し実態調査を行い、原材料価格の反映に苦慮している企業があれば価格見直しの支援を実施している。

○為替変動による仕入れ価格高騰についても依頼があれば、協議をして、協力企業に為替変動リスク負担がないように、毎月、為替変動に応じて見直しを実施している。

○協力企業からの原材料価格等の高騰を理由とした値上げ要請に対しては、四半期毎等の時期は決めず、都度協力企業と協議し、必ず要望を受け取り、内容を精査し、協力企業と協議の上、取引価格の見直しを実施している。

②原価低減を実現し、コスト削減の成果を互いにシェア

○原価低減においては、根拠のない価格低減の要請は行わず、購入単価だけではなく、協力企業の作業性・経営改善・効率化など必ずしも当社への販売価格に直接寄与しない改善内容でも積極的に取り込むよう協業のVE活動を展開している。

○取引企業からの「VA 提案書」に基づきコスト提案を評価し、採用の場合は、効果額の50%を半年間還元している。

○注文(協力企業・単価)決定においては、公平に機会を与え、またコスト提案を促している。コスト提案を含めた単価を考慮し、最終的な注文先を決めている。また当社からの提案を受け入れた、あるいは原価低減の提案を頂いた

協力企業に対しては、提案実現に向けて社内関係部門が協力企業を支援している。

- 協力企業からのコストダウン提案については、内容を精査し、コストメリットがあれば採用とする。その場合は提案のあった協力企業との取引を継続する。また、コスト提案力のある協力企業として評価ポイントに加点することで競合先との差を明確にしている(公平な評価)。
- 複数社購買を行っている部品については、価格により発注比率を決定しており、公正・公平な競争を促している。コスト削減により発注量が増え、結果として売上額が上がることを協力企業に周知している。
- 価格決定においては類似業種などで複数社より価格提示を行ってもらい、評価している。また、最終決定としてシステム内に調達先、価格などを登録、一元管理している。
- 一方的な価格低減要求は行わない。
原材料価格、市場価格、他の取引先との比較等を基に、原価低減の理由を明確にした上で最終的な合意のもとで実施している。

③技術・技能レベルに応じた取引単価(価格)の決定

- 品種毎の査定基準を設け、単純な重量単価だけでなく製造過程や作業工数などに応じた査定を実施している。
- 取引価格については、一方的ではなく査定根拠に基づいた説明により丁寧な協議を心掛けている。
- 協力企業の技術レベルによって重量取引単価を設定している。

④配送費用の適切な負担

- 通常取引条件に無い突発的な配送費の発生については、当社からの見積り要請、または協力企業からの申し入れにより実績分を適宜支払っている。
- 特急対応時(通常より短納期での発注を行った時)は引取りする(当社負担で荷物を引き取る)など、柔軟に対応。
- JIT日当たりの納入数が少なく 配送費の負担が大きくなる場合は、環境にも配慮し、混載便やまとめ納入(数日分先行納入)等に応じている。また、配送ルート効率化のための納入時間変更の相談に応じている。
- 短納期発注等により、通常の配送方法以外で納品される場合は、その発生した追加費用を負担している。
- 顧客への出荷の戻り便を利用できることを協力企業に紹介し、タイミングが合う場合には活用してもらっている。料金についても、市場の運送費用に比べて低く抑えられている。

○納期確保のための空輸が必要になるなど特別な負担が必要な場合には、協力企業と協議して負担を行っている。

⑤環境対策や金型などの管理コストの適切な負担

○金型管理費については、生産中止により滞留となった場合は別途締結した金型管理の契約を元に当社が引き取る運用をしている。

○協力企業と納入に最適な納入まとめ数、荷姿を協議して無駄に運送回数を増やさないようにしている。通い箱化を推進・支援して、段ボール等の梱包費用の負担を増やさないようにしている。

○見積価格の内容を精査し、環境対策や金型管理費用を見定めて、取引単価を決定している。

○流れ品で使用する金型か、旧機種保守部品用の金型かを取引企業に明示し、保守部品用の金型については協力企業と合意の上、半期毎に使用スペースに応じた保管費用を支払っている。

○型の廃却についても半期毎に廃却の可否を検討し、協力企業に連絡している。

○一定額を超える型費、治具費については、初回発注時の納品後に一括支払いとし、また金型の保管費用についても協力企業との合意の上、半年ごとに支払っている。

⑥補給品の支給に関する事前の取り決め

○補給品、いわゆる保守用部品については、部品購入の流動性の変化に伴い、都度価格を見直している(なお、補給品についてはサービス部門による管理とし、量産品との定義を分けて運用している)。

○量産から補給へ変更後に価格維持が困難な場合は、協力企業からの「価格変更申請書」提出に基づき、協議の上、価格を決定している。

○補給品、量産品の区別をせず、発注ロット変更のタイミングで取引単価を決定している。

(2)取引条件の改善・明確化

①代金の支払い条件の改善例

○有償支給材の支払いサイトは、長期化することにより安定した資金繰りに寄与している。

○支払いを従来手形・電子記録債権で行っていたが、現金化へ切り替えた。

○代金の支払い条件改善のため、手形サイトを段階的に短縮している。

○締結している取引条件から一時的な変更を希望される場合は、その希望に

沿えるよう、双方で相談の上、応じている。

- 協力企業において手形や現金での支払い方法を明確にし、双方の協議の上、一部を現金決済するなどの対応を行っている。

②発注数量の変更等についてのルールへの取り組み

- 6ヶ月先までの生産計画の開示により、急激な発注量の減少が無いよう、情報提供をしている。また、モデルチェンジの際には協力企業選定に当たり、既存の協力企業を優先的に検討している。
- 当社生産見通しの食い違いにより生じた余剰在庫については、協議の上 買取など対応の準備はある。
- 設計変更の際には、遡及改修の場合を除き 協力企業の旧品在庫を確認し旧品消化後に変更となるよう、設計変更時期を調整している。
- 短納期となる発注については、事前に協力企業に協議・確認をした上で納期を設定し、取引先に負担をかけないようにしている。また必要に応じて、その対価を支払っている。
- 当社都合による設計変更、部品発注打ち切りの際は、事前に協力企業に在庫確認を実施している。基本的な引取り責任は1ロットだが、それ以上保有している場合の引取りは協力企業と協議の上決定している。
- 協力企業との協議により対応しており、発注取り消しが不可の場合には引き取りを行っている。
- 製品切り替え時においては事前にスケジュールを打ち合わせ、余剰、廃棄など抑える活動を行っている。しかしながらどうしても難しい場合、余剰品の全量引き取りなどを行い、アフタパーツへの転換などを推進している。

③検査基準の共同作成

- 検査基準については、仕様書・図面に明示するとともに必要に応じて設計部門、品質管理部門も交えた協議を行い決定している。
- 「品質マニュアル集」を作成し、協力企業へ配布し、品質保証ガイドラインを明確にしている。自社標準色について、主要協力企業に現物色見本(塗装済プレート)を配付し、双方で色合いを合わせている。
- 当社品質管理部門が協力企業へ出向いて、協力企業での検査現場の指導や支援も行っている。
- 外観等の官能品質については限度を協議し設定している。
- 発注時に検査区分などを明確にすることで、協力企業への指示を行っている。さらに検査基準、限度見本の必要な内容については双方で協議を行い、品証、資材関係者にて対応を行っている。

④不良品の原因分析を行い改善提案を実施

- 不良状況の解析結果を共有し、協力企業と一体となった再発防止や改善策を展開している。
- 特に不良の多い協力企業又は部品に特化して改善強化活動を実施している。
- 部品不良発生時には不具合報告書を発行し、協力企業に対し是正処置、再発防止を要求するとともに、協力企業の品質改善のサポートを行っている。
- 不良品については、毎月不良データを協力企業に送付し情報共有している。また、協力企業と不良の原因について協議し改善を進めている。
- 不具合発生時に内容の精査・分析を行い、改善策を協力企業と共有し取引拡大と品質向上を行い、双方でのメリットを実現している。

⑤補償に関する適切な責任分担

- 補償内容については、取引基本契約書により締結している。
- 責任の範囲が不明瞭な事象の場合は、丁寧な協議を重ねて決着している。
- 部品不良等によるフィールド障害発生時には、基本契約書通りでは協力企業に不利にはたらく場合があるため、都度協力企業と協議し、不良の原因を明確にした上で障害によって発生した損害の補償について双方で納得のうえ責任分担している。

⑥受託取引の効率的な管理とコンプライアンス体制の整備

- 購買取引行動指針を制定し、協力企業と良きパートナーシップを築き、長期的視点でより相互理解と信頼関係の醸成を図るよう社員に徹底するとともに、親事業者の新入社員教育、社内社員研修、倫理規程教育等で繰り返し教育している。
- 取適法遵守強化について、全社で取適法事務局を設置して、より一層の理解徹底を進めるため、取適法研修(eラーニング等)を実施している。
- 「CSR 調達ガイドライン」を作成、ホームページに掲載して、協力企業にも周知している。
- 全社的には新入社員教育、社内社員研修等で教育を実施。購買部内でも配属時点での取適法指導やOJTを実施。日常業務内でも取適法に抵触していないか、メンバーの言動に注意を払いながら教育している。
- 取適法の厳守を進めるため、パートナーシップ構築宣言を行い、CSR 調達方針を定め対応している。
- 定期的に資料配布や勉強会を行い、協力企業、取引先との対応方法などを

学び、協力企業とのコミュニケーションなどを良好化している。

(3) 協力企業との関係

① 協力関係の構築・相互交流

- 直接価格交渉する調達部門においては、教育プログラムの中に協力企業の現場訪問と勉強会を組み込み、根拠ある査定が出来るよう教育している。
- 協力企業主催による勉強会を開催し、調達員だけでなく設計部門への部品への理解度向上に努めている。
- 主要協力企業と協力会を組織し、改善活動/工場見学会等を通じて互いの研鑽を図っている。
- 協力企業において、協力会を作り、互いに、情報交換や問題意識向上、懇親などに努めている。更に定期的に生産動向や会社動向においても情報交換を行っている。
- 社内の設計部門や調達部門、品管管理部門の数名で協力企業を訪問し、協力企業の一連の業務内容の把握や製造現場で作業工程の視察を通じた交流を図っている。
- 技術展示会等の開催による先端技術の共有や技術ニーズの情報交換・発信を実施している。
- 新機種の開発などに合わせ、開発・技術・購買部門の社員が協力企業と協議を行い、生産性の良い製品作りのため、ヒアリングなどを行い、図面に反映できるようにしている。
- 品質向上のため、定期的に品質監査を実施し、生産現場の確認、品質改善を協力企業と共同して実施している。

② 協力企業に対する支援

1) 発注計画等の開示

- 安定して生産できるように、年度計画及び月4回(初旬/中旬)、4 か月先までの生産計画(部品所要計画)を開示し、生産変動をタイムリーに状況提供するようにしている。必要に応じて、6か月先等の計画も提供している。
- 注文データ、計画データ、図面データは、EDI化しており、当社からタイムリーにデータが送信できるようになっており、電子データ化することにより、協力企業でシステムを取り込み易く、負担軽減をしている。協力企業からの各種申請も、電子化によるペーパーレスを推進しており、用紙削減や郵送による負担軽減を進めている。
- リードタイムが長期化する部品、協力企業には個別にフォーキャスト情報を提供し、先行手配を実施している。

2) 協力企業の発注数量の確保

- 内製加工について需要の100%は賄いきれないため、協力企業を中心として内製負荷分の加工を委託している。
- 仕事量減少の際には、特定協力企業を中心に仕入先の集約を行い、仕事量確保に努力している。
- 今後はBCPも含めて海外部品の国内集約を検討する。
- 特定機種が生産台数減に伴い、取引先の仕事量に大きな影響が出る場合、他機種用の部品発注量を増やす等(複社比率変更等)の対応を行っている。また、当社の他事業部門の部品の紹介等も行って支援している。

- リードタイムが長納期化する部品、協力企業には、受注量の増減を直接発注数量に反映させるのではなく、弊社在庫で変動を吸収させることで安定した(増減の少ない)発注を進めている。
- 仕入先の事業方針と当社サプライチェーンのマッチングの機会があれば仲介して売り込みの支援を実施している。

3) 資金繰り支援

- 近年、順次手形サイトの短縮を行い、協力企業に対する資金負担の改善をしている。また、経営状況に応じて、協力企業から依頼があれば、必要に応じて、一時的に現金払いにも対応もしている。
- 値上げ要求に対して精査の上で承諾し、資金繰りに問題が発生しないように対応している。

4) 設備維持に関する支援

- 必要とする専用設備については、必要に応じて当社の資産として投資・貸与している。
- 金型保管、維持については協力企業と協議の上、対応している。
- 金型の維持、更新にかかる費用は内容を確認し、一括払いをしている。

5) 社員教育、技術訓練に関する支援

- 協力企業の社員教育のために、当社の工場見学などへの協力を実施している。仕入先の要望に応じて当社設計部門への出向や常駐での設計委託などで双方の技術力向上に努めている。
- 協力会を組織し、改善活動/優良企業見学会等を行っている。協力会を通じて、会員相互間の取引先につながっているケースもある。
- 技術援助が必要な場合には、都度本社から人員を派遣して教育を行う

ている。

6)雇用確保に関する支援

- 可能な限り委託業務量を確保するよう努力している。
- 十分な人員が確保できないことが発生しているが、高額な派遣社員を使用する場合には差額の負担を行っている。

(4)その他

技術流出の防止

- 基本取引契約で締結・又は個別プロジェクトにかかる際の秘密保持契約に準じた対応をしている。尚、経済産業省の「金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止の指針」については社内で周知し、ユーザー他外部への流出がないよう管理している。
- ユーザーからの図面、データ等の提出要求については、秘密保持契約等の契約締結を基本として対応している。
- 協力企業については、取引基本契約書で技術情報の扱いを取り決め、それ以外のユーザーについては、秘密保持契約を締結するなどして技術情報の流出を防止している。